秘密保持基本契約書

公益社団法人日本小児科学会（以下、「甲」という）と、国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下、「乙」という）及び***（製薬企業の名称）***（以下、「丙」という）は、甲が実施し乙が支援する「小児医薬品開発ネットワーク支援事業」（厚生労働省医政局医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金）（以下、「本事業」という）の実施に際して、甲乙丙間で開示される情報の取扱いについて、以下のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結する。

（情報の開示）

第１条　甲、乙及び丙は、本事業を実施するにあたり必要な情報及び資料（文書、口頭、有形、無形、媒体の如何を問わない。）を相互に開示する（以下、開示された情報を総称して「秘密情報」という）。

（秘密保持）

第２条　甲、乙及び丙は、相手方より開示された秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾なしに一切第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、秘密情報が次の各号に該当する場合にあってはこの限りでない。

１）相手方から開示又は提供される以前において、既に所有していたもので、その所有が正当に証明されうる情報

２）相手方から開示又は提供される以前において公知であるか、その後、情報受領者の責によらずに公知となった情報

３）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、正当に入手したことを立証できる情報

４）法令又は裁判所等の命令により開示要請を受けた情報（ただし、当該開示によっても公知とならない情報については、依然として秘密情報として取扱う。）

２　甲、乙及び丙は、本事業の実施のために知る必要のある自己の役・職員（甲の本事業実施に係る者、甲が組織するワーキンググループメンバー、乙の本事業支援に係る者、丙の本事業申請に係る者（丙の関連会社に開示が必要な場合には当該会社の役・職員も含む））のみに秘密情報を開示するものとし、その他の役・職員には秘密情報を開示しない。

（目的外使用の禁止）

第３条　甲、乙及び丙は、相手方の秘密情報を、本事業の実施及び関連作業のためにのみ用いるものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、自己もしくは第三者の利益のためにこれを用いてはならない。

（秘密情報の管理）

第４条　甲、乙及び丙は、相手方から受領した秘密情報を保管する場合、滅失、毀損、盗難又は漏洩のないように万全の措置を講じる。

（秘密情報の廃棄及び返還）

第５条　甲、乙及び丙は、本事業終了後、相手方から受領したすべての有形の秘密情報を速やかに廃棄する。ただし、相手方から要請があった場合は、相手方から受領したすべての有形の秘密情報を速やかに相手方に返却する。

（成果の公表等）

第６条　甲、乙及び丙は、本事業の実施期間中において、成果を公表しようとするとき（成果について甲、乙及び丙以外の者に個別に知らせようとするときを含む）には、原則として公表しようとする日の３０日前までに相手方と協議し、書面による相手方の同意を得る。ただし、甲が本事業の報告書を厚生労働省に提出する際は、この限りではない。

（損害賠償）

第７条　甲、乙及び丙は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（反社会的勢力の排除）

第８条 甲、乙及び丙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）ではなく、また過去５年間においても反社会的勢力でなかったことを確約する。

２ 甲、乙及び丙は、自己または第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを

確約する。

１） 暴力的な要求行為。

２） 法的な責任を超えた不当な要求行為。

３） 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

４） 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

５） その他、前各号に準ずる行為。

３　甲、乙及び丙は、相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、または前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、何らの通知または催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

４　甲、乙及び丙は、本条に基づき本契約が解除された場合には、これにより相手方に生じた損害について賠償責任を負わない。

（有効期間）

第９条　本契約の有効期間は、契約締結日より発効し、秘密情報のすべてが第２条第１項の各号のいずれかに該当するまで存続する。

２　前項にかかわらず第２条の規定については、本契約がいかなる形で終了しようとも、１０年間有効に存続する。

（準拠法及び合意管轄）

第１０条 本契約の準拠法は、日本法とする。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第１１条　本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈につき疑義を生じた事項については、その都度甲乙丙誠意をもって協議、決定する。

本契約締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和　　年（西暦　　　　　年）　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都文京区後楽1-1-5　水道橋外堀通ビル4階

　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　公益社団法人日本小児科学会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　滝田　順子　　印

東京都世田谷区大蔵2-10-1

乙　国立研究開発法人国立成育医療研究センター

理事長　　五十嵐　隆　　印

（所在地）

丙　（名　称）

（職名、氏名）　　　　　　　　印